

平成30年第2回臨時会議事日程（第1号）

平成30年3月29日（木）

午後2時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（平成29年度 公共下水道事業 土屋地区
面整備管渠（第1工区）築造工事契約変更）

日程第4 議案第24号 平成30年度吉富町一般会計予算について

日程第5 議案第25号 平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について

会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	3月29日	木	本会議	午後2時	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会

平成30年第2回吉富町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日 平成30年3月29日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 3月29日 14時00分
 応 招 議 員 1番 中家 章智 6番 花畑 明
 2番 山本 定生 7番 是石 利彦
 3番 太田 文則 8番 岸本加代子
 4番 梅津 義信 9番 丸谷 一秋
 5番 横川 清一 10番 若山 征洋
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	田中 修
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午後 2 時 00 分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は 10 名で定足数に達しております。

ただいまから平成 30 年第 2 回吉富町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に横川議員、花畑議員の 2 名を指名いたします。

日程第 2. 会期の決定について

○議長（若山 征洋君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、お手元に配付の会期日程表案のとおり、本日 3 月 29 日の 1 日間としたい思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 3 月 29 日の 1 日間に決定いたしました。

これから議事に入ります。

日程第 3. 報告第 1 号 専決処分の報告について（平成 29 年度 公共下水道事業 土屋地区面整備管渠（第 1 工区）築造工事契約変更）

日程第 4. 議案第 24 号 平成 30 年度吉富町一般会計予算について

日程第 5. 議案第 25 号 平成 30 年度吉富町一般会計補正予算（第 1 号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第 3、報告第 1 号、日程第 4、議案第 24 号、日程第 5、議案第 25 号の 3 案件を一括議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局朗読。

○書記（太田 恵介君） 報告第 1 号専決処分の報告について（平成 29 年度公共下水道事業土屋地区面整備管渠（第 1 工区）築造工事契約変更）。

議案第 24 号平成 30 年度吉富町一般会計予算について。

議案第 25 号平成 30 年度吉富町一般会計補正予算（第 1 号）について。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 皆さん、こんにちは。本日、平成30年第2回臨時町議会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに極めて御多用の中を御出席いただき、誠にありがとうございます。

このたびの臨時議会には、報告案件1件、予算案件2件の計3案件について、御提案し、御審議をお願いするものであります。

提案理由について御説明申し上げます。

報告第1号は、専決処分の報告についてであります。

平成29年度公共下水道事業土屋地区面整備管渠（第1工区）築造工事の変更契約について、町議会の委任による専決処分をいたしましたので、法の定めることにより議会に報告するものであります。

議案第24号は、平成30年度吉富町一般会計予算について、議案第25号は、平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

平成30年度の吉富町一般会計予算については、さきの定例町議会において、水産業振興予算が少ない、吉富漁港の航路浚渫工事関連予算が計上されていないなどの理由により否決されましたが、既に議員の皆様御承知のように、当時の漁業協同組合の代表理事組合長が、常日ごろから町職員に対して暴力、脅迫、恫喝により、自分たちの要求を実現しようとしていました。どのような理由があれ、暴力で問題を解決するような行為は許されません。

私たちは、毅然とした態度で、暴力の根絶に向けて立ち向かわなければなりません。そして、吉富町の名誉と誇りをもって、暴力のない民主的で、安全で、安心して暮らせるまちづくりに邁進していかなくてはなりません。

これらの予算につきましては、全住民の生活に必要な行政サービスを提供するための予算であります。住民サービスが停止しないためにも、議員各位には、正義感と勇気をもって、なおかつ、冷静に御判断いただき、御議決くださいますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第3、報告第1号専決処分の報告について（平成29年度公共下水道事業土屋地区面整備管渠（第1工区）築造工事契約変更）を議題といたします。

担当課長に報告を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 報告第1号専決処分の報告についてでございます。議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。

昨年の9月議会、議案第52号にて御議決いただきました工事名、平成29年度公共下水道事業土屋地区面整備管渠（第1工区）築造工事の専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、指定された町長の専決事項の指定に掲げる議会に付した契約または製造の請負契約を変更することについて、変更額の累計が500万円以下において増額または減額することにつきまして、2ページのとおり、契約金額9,255万6,000円を8,932万8,960円へと322万7,040円減額変更する専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告をするものでございます。

なお、この減額変更の主な理由といたしましては、設計上における想定工期を9月から3月までの7カ月間とっておりましたが、実工期が1月から3月までの3カ月間となったことに伴う交通誘導員の減少と工事期間が短期間になったことにより、本復旧するまでの間の仮復旧舗装面積が減少したことなどによるものでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 以上で報告説明を終わります。

日程第4、議案第24号平成30年度吉富町一般会計予算についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

なお、質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっています。

また、質問者の回数は、同一議員につき、同一議案について3回を超えることができないようになっていますので、よろしく願いいたします。

質問者・答弁者の発言は挙手をして、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、質疑を行います。

歳入全般の御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出全般の御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳入歳出全般の御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。この予算書につきましては、先ほどの説明で3月2日に提案された一般会計当初予算と同じであるというふうな説明でありました。この中に1ページ目の提出日の日付以外で予算の編成方針ですとか、予算の内容について変更点があるかを確認いたします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

この日付以外の変更点はございません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、内容的に変更点はないということだったんですけども、内容的になくても、その背景とといいますか、例えば漁協組合との話し合いが進展しているとか、何らかの変化はあるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

財政部局といたしましては、この予算が最善のものであると確信しておりまして、今回の漁協等の予算につきましては、担当課のほうから予算計上があったわけではございませんので、当初のままの金額ということでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 御質問の漁業協同組合との協議についてでございますが、アサリのネット方式、それから魚市については組合とは協議を続けております。ただ、浚渫については一切協議はしておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 町長の提案理由の中に、漁港の航路浚渫工事関連予算が計上されていないことを理由に否決されたとあります。

それだけじゃないわけですね。少なくとも私はそうじゃない理由をつけておりました。それまづ申し述べておきます。ちょっと担当課長にお聞きしたいんですけど、聞けますかね。浚渫の件ですが、今回の29年度の前に、やっぱり浚渫を行ったと思うんですが、そのときの浚渫の経緯というか、それを教えてもらいたいと思います。具体的には、事前にお示ししたと思いますが、前回の浚渫の時期と事業費、国の負担率、国の負担金額、それから被害報告を行った日付、土木工事復旧内容というんですかね。復旧工事着工日、それから完成日、そういうものをお尋ねしたいんですが、今答えられますか。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 庁舎増築工事の関係で書類等が今完全に整理ができておりませんが、私が持っております手持ちの資料でお答えさせていただきますと、まず事業名としては、平成24年度吉富町漁港単独航路浚渫災害復旧工事が工事名称でございます。事業総額は

6,594万5,250円、うち補助対象額が5,745万9,000円、補助の交付決定額が3,832万5,000円で、補助率は3分の2となります。

なお、浚渫の被害の状況につきましては、浚渫土量が約5万6,000立米であります。事業の着手は、平成24年8月11日から平成24年12月20日でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっと聞き漏らしたんですが、被害報告を行った日付、浚渫を必要としたというんですかね、被害があった日があって、それから県等に報告を行うはずなんですが、その報告した日付、ちょっとお願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 7月14日だと記憶しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 課長、被害があった日付など覚えています。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 災害報告をしたのが7月14日で、その前、1週間の間で平成24年の九州北部豪雨が発生しました。その状況を確認し、7月14日に県のほうに災害報告をした次第でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。3回目です。

○議員（7番 是石 利彦君） このときは、7月中に行って、1週間以内に被害報告を県に行くと今お聞きしました。29年、今回の7月5日、6日に起こった北部九州豪雨と違うところがあるのでしょうか、それとも、報告は行ったのでしょうか。それをお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 報告はしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議席番号4番、梅津です。確認をさせてください。担当課長は、このたびの漁協組合長のことで明るみになったのであるが、入所以来、役場に入って以来、そういう業務を携わる中で、過去にもそういうような、暴力がなかったにしろ、そういう強い言葉で威圧しながらの言動もあったということで、今回のことは漁業組合長一個人の問題のように捉えられているが、この際、毅然とした態度で漁協との関係を見直したいという答弁をされたことについて、私の認識は間違っていないということの確認したいんですけど、間違っていないでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 梅津議員がおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、予算書全般について、御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほど、この予算書の中身も変化がなく、そして背景にもさしたる変化がないということを確認しました。同じものを提案するという事は、ただ態度だけを変化せよということ議員に迫っているのか、何かそんな感じを受けるんですね。何の背後の条件の変化もなく、そして内容の変更もされていない。同じものをもう一回提案されるということは、じゃあ何もないのに態度を変えてくださいと、変えるべきじゃないかということ迫っているように感じられるんですけど、その点、どうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

この予算が最前の予算であるという判断から、再度提出をさせていただきました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。今回の臨時会に付議された平成30年度吉富町一般会計当初予算に対して、以下の理由から反対いたします。

さきの3月議会において、住民代表である議会から否決された議案、予算書と一切変わりなく提出してきている。この議会軽視、住民無視の横暴を認めることはできない。

今富町長は、住民サービスに影響が出ず、町民にとって最善の方策を考えたいと、先ほどは全住民の生活に必要な不可欠な行政サービスを提供するための予算でありますと述べていますが、漁協及び漁業者は住民ではないのか、町民ではないのか。一部の立場の弱い住民や団体を、その優越的地位を乱用して行政権を振りかざす行為は、独裁者的判断と強権発動と言わざるを得ず、こ

の横暴の集大成である予算書そのものに反対いたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 議員席3番、太田です。先ほど執行部の方より説明がありました。私もなるほどだなというふうに認識というか、確認をさせていただきました。

町民の生活に支障が出ないことが第一前提であり、この予算の可決成立が必要と考え、賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 反対討論いたします。

平成30年第2回臨時会、議案第24号平成30年度吉富町一般会計予算について反対討論いたします。

今月、3月2日、平成30年第1回定例町議会に提出され、議会は21日間にわたり説明員による説明を受け、質疑、研究、町民意見も聞き、議論を重ねていました。予算特別委員会、そして22日最終日本会議において、議会は今富町長の提出した平成30年度吉富町一般会計予算を適法合法に否決し、再構築、再提出を促しました。

1つ、今回の第2回臨時会は、定例3月議会において否決された平成30年度一般会計予算そのものです。補助金ありきの膨れ過ぎた今富町政の一般会計予算を町民主権、町民の現実、未来を見据えた予算に変えるべきと考えます。

2、災害復旧という公共施設の機能復元は、管理する吉富町が適正に現状の被害を報告し、適正に国に請求をすれば、みずからの予算措置をすることなく、国は一定の基準により財政援助が措置され、早期の機能復旧が図られ、町政の安定に寄与するものであった。

以上、恣意的独善の再提案に賛成することは、有権者、善良なる一般町民の負託を受けた議会議員として、賛成することは町民に対して裏切りになります。よって、再提案に反対するものがあります。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議員席4番、梅津です。平成30年当初予算案は、担当課御苦労、御尽力のもと、最前の予算案が計上されたと捉えています。また、提案理由にある吉富町の名誉と誇りを持って、暴力のない民主的で安心安全して暮らせるまちづくりに邁進ということでも理解し、賛成討論いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 9番、丸谷一秋でございます。平成30年度一般会計予算書については、前回と同じ予算であり、昨年水害により埋没した航路の浚渫予算が計上されていません

ので、賛成することはできません。前向きに検討していただきたい。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 議員席5番、横川です。この予算案は、全町民のためにも、各事業が滞りなく、まず進められるように、そのためにも迅速に予算執行ができるよう速やかに予算案を通過させ、その後、今後の議会の中で深く討議、討論を重ね、肉づけさせるべきものと考えます。

また、一連の件につきましては、強行論ではなく慎重論をもって当たるべきものと考え、この予算案に賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） さきの定例議会は、本予算案と同じ予算案を否決しました。その受けとめが紳士ではなく、全く同じ予算を提案することは、否決に込められた批判に背を向ける行為で、横暴きわまりない態度であると断言せざるを得ません。さきの定例議会で述べた6点と今回の提案の行為、そのものもあわせて反対の理由とします。

今回の問題は、災害復旧という自治体の最優先課題と漁協組合という組織の問題点とをリンクさせたことにあります。改めて速やかに吉富漁港航路浚渫を行うこと。同時に、今後の漁業振興について必要な予算を組み、そのためにも漁協と関係者、関係団体と協議をするべきことを主張し、反対の討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。花畑議員。

○議員（6番 花畑 明君） 花畑です。今回まず何ら変更のない予算を再提出されましたので、再度反対討論を行いたいと思います。

まず第1点目は、昨年7月の九州豪雨で土砂やがれきなどがたまっている吉富町管理の漁港航路の浚渫工事が8カ月近くたった今も行われていない。この結果、満潮の間しか操業ができず、漁業者の日々の生活の糧に多大な影響が出ているということです。また、漁船のスクリューが破損する事故の件数も昨年の3倍強、13件にも上る等、さらには漁船等の操業中に起因した事故等による修繕、修理のための近隣の漁業者も含め、造船所への搬入等にも支障を来している状況であり、吉富町の漁民だけの問題ではなくなってきました。これらの解決策としても早急な航路浚渫工事が必要だと思います。

第2点目は、第1次産業の振興策の一環として、水産業費は前年度比78%の大幅減の599万円。特にアサリ放流などの水産資源育成事業補助金は、前年度の250万円が本年度で

は1万円的大幅減となっており、今まで先代の町長等が大切に育成してきた水産振興の屋台骨を打ち砕く方策でしかなく、本来あるべき姿の第1次産業の復活育成とは到底言いがたく、従来どおり、またはそれ以上の復活を切に望むため、水産業費のさらなる予算計上を希望し、反対いたします。

そして、第3点は、他組織への不当な人事介入の件について。

新聞報道等にて御承知のとおり、吉富漁協が暴力的組織である以上、漁港に関する交渉はしないと町長は答弁をされました。

事の発端となった漁業組合長は、その責任を重んじ、既に辞職。しかし、次の山本新組合長の体制後も暴力的組織との認識は崩されておらず、一緒に仕事はできないと発言をしました。

漁業者として、漁師として、みずからを律し、新しい体制で吉富漁協側は臨んだが、町長は今度は組合長が辞職しても、役員は残っているからとしたが、ここまでの他組織への不当な人事介入は大きく越権行為に当たると思い、一日も早く通常の接し方に戻し、お互いに協力し合い、今後の水産振興を図っていただきたいと願います。

さらにもう一点、前回の一般会計当初予算と何ら内容が変わっておらず、町長の横暴さが際立つ当初予算を住民代表の一議会議員として、また町民に負託を受けた議員として、断固賛成をするわけにはまいりません。再考を期する、困っている町民に寄り添う思いを町長に強く望むことを理由とし、反対討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立4名。少数であります。よって、議案第24号平成30年度吉富町一般会計予算については否決されました。

日程第5、議案第25号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

この案件につきましては、議案第24号吉富町一般会計予算が否決となりました。したがって、現時点で吉富町一般会計補正予算（第1号）の採決をすることができませんので、みなし否決といたします。

○議長（若山 征洋君） 以上で、今期臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成30年第2回吉富町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時33分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月29日

議 長

署名議員

署名議員